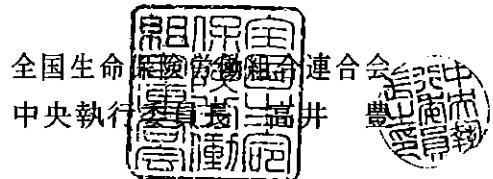


2007年12月18日

郵政民営化委員会事務局
「意見募集（銀行）」係 御中



「ゆうちょ銀行の変額個人年金保険等生命保険募集業務」の新規業務の認可申請に対する意見

生保労連では、予てより「簡保事業は設立当初の目的を果たしており縮小・廃止すべきであり、次善の策として簡保事業を廃止せず事業存続をおこなう場合（民営化の場合）には、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化をはかる必要がある」と主張してまいりました。

こうしたことから、新規業務等の認可については、「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえる必要があります。少なくとも政府による株式保有が解消される等、国の関与が完全に断ち切られない限り、認めるべきではないと考えております。

今般、株式会社ゆうちょ銀行（以下、ゆうちょ銀行）から、クレジットカード業務、変額個人年金等生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務を内容とする新規業務に関する認可申請が、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣に対して提出されておりますが、上述のスタンスに基づき、「公正・公平な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、生命保険産業に働く者の立場より、下記の通り意見を申し述べさせていただきます。

なお、郵政民営化にあたっては、「経営の自由度の拡大」が「民業圧迫」を招くことなく推進されることが重要とされておりますが、その点、貴委員会は極めて重要な役割を担っているものと認識しており、かかる観点から、慎重に審議されることを切に要望いたします。

加えて、生保労連では、消費者に絶大な影響力を有する銀行が保険を販売することについては、「圧力販売」や「預金・決済情報の流用」等の消費者保護上の問題を惹起する懸念が極めて高いことから、消費者保護の観点より反対しております点、併せて付記させていただきます。

記

1. 「ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務に関する認可申請」について

<意見>

- ・ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務認可申請については、平成19年10月以

降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、認可すべきではないと考えます。

- ・また、ゆうちょ銀行において十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等がはかられない限り、変額個人年金等、リスク性の高い商品を取り扱うことは認めるべきではないと考えます。

＜理由＞

- ・政府による株式保有等、国の信用・関与が残る間は、ゆうちょ銀行と民間との公正・公平な競争条件は保たれておらず、民間生命保険会社および民間銀行と競争条件を完全に同一とした完全民営化がはかられない中で、ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務は認めるべきではありません。
- ・変額年金保険は、契約者のリスク負担も想定されることから、金融機関には金融商品取引法等を踏まえた保険の募集・管理態勢等の整備・強化等が求められているものと受けとめています。一方、民営化にあたってゆうちょ銀行はリスク管理態勢等の整備等の取組みを進めている段階であり、消費者保護の観点からも、変額個人年金等生命保険募集業務を認めることは拙速であり適切ではありません。

以上